

令和元年度(2019年度)第4回北海道大規模小売店舗立地審議会 第4部会  
議事録(概要版)

1 日 時

令和元年(2019年)9月10日(火) 15時00分～15時50分

2 場 所

上川合同庁舎 4階 展望会議室

3 出席者

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長	宮原	進	(一般財団法人北海道建築指導センター旭川支所事務局長)
副部会長	薄井	タカ子	(税理士法人薄井会計代表社員)
特別委員	西島	猛	(元株式会社旭川産業高度化センター代表取締役)
特別委員	今野	廣	(旭川工業高等専門学校名誉教授)
特別委員	大野	剛	(旭川大学保健福祉学部准教授)
特別委員	佐々木	清	(留萌市都市環境部都市整備課嘱託職員)
特別委員	遠藤	孝夫	(稚内北星学園大学情報メディア学部教授)

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課長	工藤	和浩
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査(商工振興)	豊川	敦洋
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課専門主任	間宮	寿之

4 傍聴者

0名

5 審議事項

「旭川ショッピングセンターパワーズ」(旭川市)

6 議事要旨

(1) 「旭川ショッピングセンターパワーズ」(旭川市)の法第6条第2項(変更)の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して答申文案のとおり答申することとした。

(2) 事務局から今後の審議案件についての連絡を行い、次回の開催日程は10月18日(金)を予定していることを報告した。

7 会議資料等

審議会答申文案及び審議案件に関する概要は、別添のとおり。

(旭川ショッピングセンター パワーズ)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、夜間の音源ごとの最大値で、敷地境界において空調機の騒音が、「騒音規制法における夜間の規制基準」を超えるが、受音点となる直近の住居等付近で再計算した結果、基準の範囲内の予測となっている。

なお、それ以外の第4条の指針に述べられている配慮が満たされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勘案し、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。